

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道志会定款により本会の役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の種類と支払額)

第2条 役員が理事会・監事会または評議員会に出席した場合はその都度 10,000 円を支払う。

(付 則)

この規程は平成 13 年 11 月 1 日から適用する。

(付 則)

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。